



令和5年4月10日

飯田市長 佐藤 健 様



飯田市上下水道事業運営審議会
会長 鋤柄 富男



水道料金の改定について（答申）

令和5年1月20日付け4飯経管第914号にて、貴職から諮問された水道料金の改定について、本審議会は、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

- (1) 水道料金の平均改定水準は18%とする。（改定期間は令和7年度まで）
- (2) 水道料金の改定時期は、令和6年1月1日とする。

2 附帯意見

- (1) 水道施設の長寿命化や南海トラフ地震に備えうる耐震化を行う令和28年度までの建設改良計画については、事業費の抑制に努めながら着実に実施されたい。
- (2) 令和6年度には水道行政を所管する国の省庁が厚生労働省から国土交通省となると聞いている。全国的にもインフラの維持更新が課題となっているので、市町村への支援が手厚くなるのではないかと期待をしている。国土交通省所管替えを見据え、より有利な補助金等財源確保に努められたい。
- (3) 物価高、コロナ禍の中ではあるが、安全安心な水道水の供給を将来にわたって持続していくため、やむを得ず諮問どおりの平均改定水準とした。健全な経営と効果的な維持管理に努められたい。
- (4) 水道施設の現状を周知すると共に水道施設の長寿命化や耐震化の状況を市民に広報されたい。
- (5) 今回の諮問は、令和5年度から28年度までの建設改良計画を一つの期間として捉え、その収支見通しによる料金改定と了解した。24年間の期間は長く、社会・経済情勢も変化するため、3年ごとに改定すると聞いている経営戦略の見直しの機会に水道料金の検証を必ず行われたい。
- (6) 改定時期を繰り延べる答申となったが、その影響は一般会計から水道事業会計への繰り入れで補てんされたい。水道事業会計への繰り入れにあっては有利な財源があれば活用されたい。
- (7) 審議会として答申内容を集約したが、審議の過程で委員から出された意見にも配慮されたい。